

平成29年度第1回函館市社会福祉審議会全体会議 会議録	
開催日時	平成29年12月20日(水) 18時30分～
開催場所	函館市役所8階大会議室
議 題	1 委員長の選出について 2 委員長職務代理者の指名について 3 専門分科会および審査部会の委員の指名について
出席委員	梅田史恵委員, 大橋美幸委員, 奥野秀雄委員, 数又紀和子委員, 蒲池珠實委員, 亀井 隆委員, 熊谷儀一委員, 黒龍美紀委員, 小谷高大委員, 榊ひとみ委員, 佐々木香委員, 佐藤秀臣委員, 澤木 健委員, 祐川暢生委員, 丹 満枝委員, 野澤朝子委員, 船橋優子委員, 宮崎公彦委員, 山崎貢二委員
傍聴, 報道等	函館新聞社
事務局	保健福祉部 藤田保健福祉部長, 佐藤保健福祉部次長, 和久井地域福祉課長, 畠山地域福祉課主査 水野地域福祉課主任 齋藤障がい保健福祉課長, 阿部障がい保健福祉課主査, 野田障がい保健福祉課主任 子ども未来部 堀田子ども未来部長, 万丈子ども未来部次長, 兵庫子育て支援課長

会議内容	
1 開会	
和久井 地域福祉課長	<p>それでは、ただいまから、 「平成29年度函館市社会福祉審議会全体会議」を開催する。</p> <p>はじめに、開催にあたり、保健福祉部長の藤田からご挨拶を申し上げます。</p>
2 保健福祉部長挨拶	
保健福祉部長	保健福祉部長挨拶
3 委員紹介	
和久井 地域福祉課長	<p>続いて、10月18日付けで委員に就任された皆様を、お手元に 配付している会議資料の1ページに基づき紹介させていただく。</p> <p>(委員紹介)</p>
4 事務局職員紹介	
和久井 地域福祉課長 保健福祉部長	<p>続いて、保健福祉部長から、本審議会の事務局の職員を紹介する。</p> <p>(事務局職員紹介)</p>
5 函館市社会福祉審議会の概要について	
和久井 地域福祉課長	<p>議事に入る前に、本審議会の概要について、説明する。</p> <p>(資料3ページに基づき説明)</p>

6 議事	
和久井 地域福祉課長	<p>函館市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議の議長は、審議会の委員長が務めることとなっている。</p> <p>本日は、委員改選後、最初の会議ということで、まだ、委員長の選出がされていない。</p> <p>従って、委員長が選出されるまでの間、事務局で議事を進めるので、了承いただきたい。</p>
委員	(異議なし)
和久井 地域福祉課長	<p>それでは、会議の成立について確認する。</p> <p>函館市社会福祉審議会条例第6条第4項の規定により、本審議会の会議の成立は、委員の半数以上の出席が必要である。</p> <p>本審議会の委員総数は、28名で、そのうち、本日、出席の委員は19名で、過半数に達し、会議は成立している。</p> <p>なお、これから議事に入るが、審議会の会議は、非公開とすべき事情がない限り、原則として公開することとなっており、本日の議題に非公開とすべき理由はないので、公開したいが、いかがか。</p>
委員	(異議なし)
和久井 地域福祉課長	異議なしとの声があったので、本日の会議は公開することと決定する。
6 議事 議案第1号 委員長の選出について	
和久井 地域福祉課長	<p>「議案第1号 委員長の選出について」</p> <p>委員長は函館市社会福祉審議会運営要綱第6条の規定で、委員の互選で選任することとされているが、いかがか。</p>
委員	(事務局一任の声)
和久井 地域福祉課長	事務局一任の声があったので、事務局から提案してもよいか。
委員	(異議なし)

和久井 地域福祉課長	<p>それでは、事務局からの提案として、前回は委員長職務代理者を務め、函館市身体障害者福祉団体連合会会長として、身体障害者の生活の安定と福祉の増進に深く関わっており、豊富な知識と経験をお持ちの佐藤委員にお願いしたいと考えているが、いかがか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
和久井 地域福祉課長	<p>異議がないようなので、本審議会の委員長は、佐藤委員に決定する。</p> <p>それでは、佐藤委員には、議長席にお移りいただきたい。</p> <p style="text-align: center;">— (佐藤委員、議長席に移動) —</p>
佐藤委員長	<p>それでは、佐藤委員長にご挨拶をいただき、この後の会議の進行については、議長として、審議会を進めていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">— (委員長挨拶) —</p>

6 議事 議案第2号 委員長職務代理者の指名について

佐藤委員長	<p>それでは、「議案第2号 職務代理者の指名について」事務局から説明を願う。</p>
和久井 地域福祉課長	<p>函館市社会福祉審議会条例第5条の規定では、「委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」となっており、委員長から職務代理者の指名を願いたい。</p>
佐藤委員長	<p>委員長の職務ということで、職務代理者には、函館市民生児童委員連合会から推薦の船橋委員、函館市医師会から推薦の本間委員、函館短期大学から推薦の榊委員の3名にお願いしたい。</p> <p>本間委員は本日欠席されているが、船橋委員、榊委員お引き受けいただけるか。</p>
船橋・榊委員	<p>了承する</p>
佐藤委員長	<p>それでは、船橋委員、本間委員、榊委員に職務代理者を願いたい。本間委員には事前に事務局で了承いただいている。</p>

6 議事 議案第3号 専門分科会および審査部会の委員の指名について	
佐藤委員長	次に「議案第3号 専門分科会および審査部会の委員の指名について」事務局から説明願う。
和久井 地域福祉課長	資料の3ページに基づき説明する。 先程、説明したが、本審議会は、3つの専門分科会と1つの審査部会の構成となっており、各委員の所属については条例の規定により、委員長が指名することとなっている。 なお、身体障害者福祉専門分科会審査部会の臨時委員については、調査を継続審議していることから、引き続き、審査部会に所属することとなる。
佐藤委員長	事務局から説明があったとおり、委員長の職務ということで、専門分科会および審査部会について、所属委員を指名したい。 名簿を配るので、しばらくお待ちいただきたい。 (委員へ名簿配付) (各専門分科会の所属委員を指名)
佐藤委員長	以上、所属の皆様におかれては、よろしくお願ひしたい。
7 その他	
佐藤委員長	議案については以上だが、他に各委員で何かないか。
委員	(意見なし)
佐藤委員長	他に事務局、何かないか。
和久井 地域福祉課長	特にない。
佐藤委員長	それでは、以上で議事を終了させていただく。 皆様のご協力により滞りなく、議事を進めることができた。 ご協力感謝する。

8 閉会	
和久井 地域福祉課長	<p>以上をもって、「平成29年度函館市社会福祉審議会」のうち、「全体会議」を閉会させていただく。</p> <p>この後、各専門分科会の会議を開催する。</p> <p>なお、身体障害者福祉専門分科会は、引き続き、この場所で専門分科会を開催し、民生委員審査専門分科会は8階第4会議室で、児童福祉専門分科会は8階第2会議室で、それぞれ行う。</p> <p>各会場には、係員が順次案内する。</p>